

特集

暴力のない社会へ

男女共同参画から見えるもの



暴力とは、強い者が弱い者をパワーで従属させようとする行為。中でも女性に対する暴力が起こる背景には、暴力への周囲の無理解や女性の社会的地位の低さなどがあります。あらゆる暴力をなくし、男女が互いに認め合い、人権を尊重し合う社会を目指して、何ができるのかを考えてみましょう。

女性の仕事をするには、さまざまな困難があった時代に、女性では千葉県初の弁護士として主に離婚問題を手掛けていた渥美さんは、DVを意識するよ

渥美さんが大学を卒業した当時は、雇用において男女の差別が当たり前であった時代。法学部卒業の女子学生にとって、社会へ出る数少ない道のひとつが弁護士だった。しかし、最初に勤務した法律事務所ですら上司からセクハラを受け、わずか3カ月で退職。「千葉で働くことになつたのは、大学の先輩が声を掛けてくれたからなのです。それ以来ずっと千葉で仕事をしています」



DVに悩む女性の味方を見つけ43年

渥美雅子さん

女性への家庭内暴力(=DV)に 長年取り組む 女性弁護士のさきがけ



profile

1940年静岡県生まれ。63年中央大学法学部卒業。66年に弁護士開業。千葉県初の女性弁護士として離婚やDV問題などを数多く手がける。女性労働協会会長として、女性が働きやすい環境作りにも取り組み、03年から同協会が運営する「女性と仕事の未来館」(東京・港区)館長や、NPO法人「DV被害者支援活動推進のための基金」理事長なども務める。79年に自身の生活がTVドラマ化され、「弁護士かあさん」(TBS系主演:中村玉緒)が放映。著書に、「子宮癌のおかげです」(工作舎)、『熟年のための法律入門』(岩波書店)『恋愛対話』(柏書房・共著)など。講談好きでも知られ、講談塾を主宰し、ボランティアで出前講演なども行っている。

うになった。「女性は夫や恋人に暴力を振るわれていても、なかなかそれを打ち明けません。面談を繰り返すうちに、ようやくほのかかすんです。そして多くの女性は、暴力を受けると分かっているにもかかわらず、子どもを連れて逃げた場所がない、経済的に自立していないことなどが障害になるんですね。実は私の父も母に暴力を振るう人でした。だから母は、手に職を付けると私が幼いころから言っていました」

DVは家庭内だけで解決できる問題ではない、行政や法律による規制が不可欠だと考えた渥美さんは、さまざまな場での必要性を訴えた。しかし、「関係機関の反応は鈍く、家庭裁判所の調停委員でさえ、夫婦間の問題を法で縛るのはなじまないという方もいましたね」と振り返る。知り合いを頼って被害者を保護したり、警察署に直談判に行ったりもした。渥美さんは、日本に根強く残る家父長制の名残、従順で耐え忍ぶことが女性の美德という社会風土と対峙しながら、その地道な活動を続けてきた。

日本では、1985年の男女雇用機会均等法の公布・施行を機に、雇用の場における男女平等に向けた取り組みが進められ、2001年、内閣府に男女共同

参画局が設置される。また、それまで潜在していた女性に対する暴力を社会問題として認め、退去命令や接近禁止命令など、司法による具体的な対応が開発された。千葉県でも、相談支援整備が積極的に進められることになる。

DVについて渥美さんは「身体的暴力だけではなく、外で働くことを妨害したり、生活費を渡さないなどの経済的抑圧、行動を監視したり、従属を強要したりする精神的攻撃や暴言、性的強要などがあります。実際には、そのいくつかが同時に行われている場合がほとんどです」と話す。また、DV発現のメカニズムを次のように説明する。「世の中は、以前の男性上位型の結婚から、年齢差、学歴差、収入差の少ない男女平等型の結婚に変化してきています。そのことをきちんと認識できていない男性は、せめて家庭内では自分が偉いと思ひ込みたがるんでしょう。そこで、女性をコントロールしようとしていますが、昨今女性も抵抗をする。男性に感情の調整能力や問題解決力が不足していると、キレて暴力に



社会全体の理解と支援が必要

そんな渥美さんは、率先して家事を手伝い、自宅近くを二軒二軒回って子守を引き受けてくれる人を探してくれたという夫に支えられてきた。お二人は、共通の趣味である講談を楽しむ。「私の芸名は『渥美右桜左桜』。仲間と渥美講談塾というグループを作り、高齢者施設などで年間50回ぐらい公演を行っています。こつちも結構忙しい」と笑う。困っている人を放っておけない性分と困難に立ち向かうパワーは衰えることなく、渥美さんの活動はまだ続く。

渥美さんは、弁護士活動に加え、03年にはNPO法人「DV被害者支援活動推進のための基金」を立ち上げ、DV防止啓発活動や被害女性の自立支援も行っている。「仕事、子育て、住宅など、DV被害者にはあらゆる社会的支援が必要です。自治体はもちろんのこと、社会、地域全体がこの問題の理解を深め、支援してほしい」と訴える。

「暴力は何度も繰り返され、次第にエスカレートする傾向があります。しかし、多くの女性が暴力を受けながらも、私にも悪い点がある、私さえ我慢すればと一人で抱え込んでしまいます。そうした現状に、「暴力は絶対に許してはいけません。まずは各市町村の女性センター、福祉センターなど、DV相談窓口につながる」と呼びかける。



NPO法人「DV被害者支援活動推進のための基金」のメンバーと。11月28日(土)14時から千葉市きぼーる11階千葉中央保健福祉センターにて、「DV防止ネットワーク会議」を開催、DV防止のために地域で何ができるかをテーマにシンポジウムを行う。

うらやす P Life

男女共同参画ニュース
Personality(個性・人格)を尊重する
Positive(積極的)な生活に
Plusとなる情報紙

Vol.3
2009.11

<http://www.city.urayasu.chiba.jp>

発行日 2009年11月
発行 浦安市市長公室企画政策課人権・男女共同参画係
〒279-8501 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号
TEL 047-351-1111(内線1050) FAX 047-353-1145
Mail kikaku@city.urayasu.lg.jp

次号(2010年3月予定) | 特集「女性の活躍—世界と日本」
「女子差別撤廃条約」が採択されて30年。今、さまざまな分野で女性の活躍が期待されています。次回は世界と日本での女性の活躍について取り上げます。

暴力に沈黙しないで

近年、配偶者からの暴力が、社会問題として取り上げられるようになりました。暴力は、どんな関係であっても許されない行為です。

ドメスティック・バイオレンスとは

「ドメスティック・バイオレンス」(DV)とは、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。被害者は、女性に限定されたものではありませんが、その多くは女性です。また、相談件数や調査結果などから、少数の人だけではない、多くの人が被害を受けていることも分かっています。そして、暴力は犯罪であり人権を著しく侵害する重大な問題です。

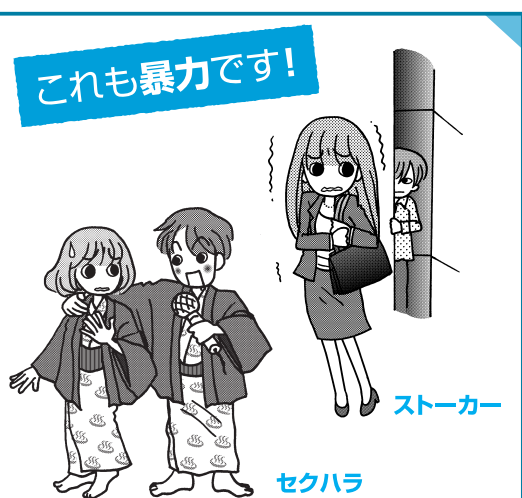
暴力が与える影響

DVの被害者は、暴力を振るわれることにより、けがなど身体的に傷つけられるだけではなく、PTSD (post-traumatic stress disorder) 外傷後ストレス障害に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。また、子どもたちも暴力を目撃することによりさまざまな心身の症状が表れたり、感情表現や

合これらは重なり合って起こります。DVが起こる背景には、「夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がない」「妻は耐えるもの」という考え方や、家庭内の問題なのであまり人には話せない、周囲も見えぬふりをするなど、暴力を容認する社会があります。

県や市では、DV被害者のための相談窓口を設けています。もし、自分が暴力を受けていると感じたら、一人で悩まずに相談しましょう。

※主な症状として、意図しないのがある出来事が繰り返し思い出される、体験を思い出すような状況や場面を意識的または無意識的に避け続ける、不眠やイライラが続くなどがあります。



女性に対する暴力には、配偶者などからの暴力、性犯罪、買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などがあります。暴力は重大な人権侵害であり、犯罪となる行為です。国では、毎年11月12日～11月25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間とし、関係機関が女性に対する暴力を根絶するために取り組んでいます。

- ### DV相談窓口
- 浦安市「女性のための相談」 ☎047-3511-1111(代)
 - 浦安市「母子・婦人相談」 ☎047-3511-7698
 - 千葉県女性サポートセンター ☎043-2006-8002(365日・24時間受付) ※11月1日から電話番号が変更になりました。
 - ちば県民共生センター (女性専用) ☎04-7140-8605(月曜日を除く)
 - (男性専用) ☎043-285-0231(火・水16時～20時)
 - 千葉県市川健康福祉センター ☎047-377-1199
 - 浦安警察署生活安全課 ☎047-3550-0110

BOOK GUIDE

ドメスティック・バイオレンス
著者：小西聖子
発行元：白水社
ドメスティック・バイオレンス(DV)について分かりやすく説明。DVを正しく理解するための入門書ともいえる。

家庭モラル・ハラスメント
著者：熊谷早智子
発行元：講談社
結婚直後から夫の精神的暴力を受けていた女性が、離婚を決意、調停を経て離婚に至るまでの経緯や葛藤を細かく赤裸々に告白。

性犯罪被害にあうということ
著者：小林美佳
発行元：朝日新聞出版
性犯罪被害にあった女性が、被害にあった状況やその後の過酷な日々を鮮明につづっている。



※恋人間で起こる暴力 イラスト/しらみずさだこ

女性プラザ 利用案内

浦安市では「改定うらやす男女共同参画プラン」のもと、女性も男性も互いを認め合い、自分らしく、豊かに生きられるまちづくりを目指しています。「女性プラザ」はその拠点として、情報提供や相談などを行っています。

開館/月～金 8時30分～17時 (土日祝休み)

住所/浦安市猫美1-1-2 浦安市文化会館2F

TEL/047-3511-1111 (内線1050)

FAX/047-3553-1145

☒ urayasu-womensp@com.home.np.jp

■ 図書貸出し

*1人1回3冊まで、2週間貸し出しします。

■ 困ったとき、悩んだときがあったら...

「女性のための相談」(予約制) 第1～4月・火・木曜日(10時～16時) (うち3回は14時30分～20時)

「女性のための法律相談」(予約制) 月2回 *詳細・予約は女性プラザまでお問い合わせください。

編集後記

「暴力」によって傷つけられるのは身体だけではなく、心も同様に、大きなダメージを受けることを改めて知りました。暴力で問題を解決する以外の方法を身に付けることが必要です。